

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	新潟県妙高市
事業計画名	豪雪地・妙高の挑戦！「妙高ゼロカーボンチャレンジ推進事業計画」
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

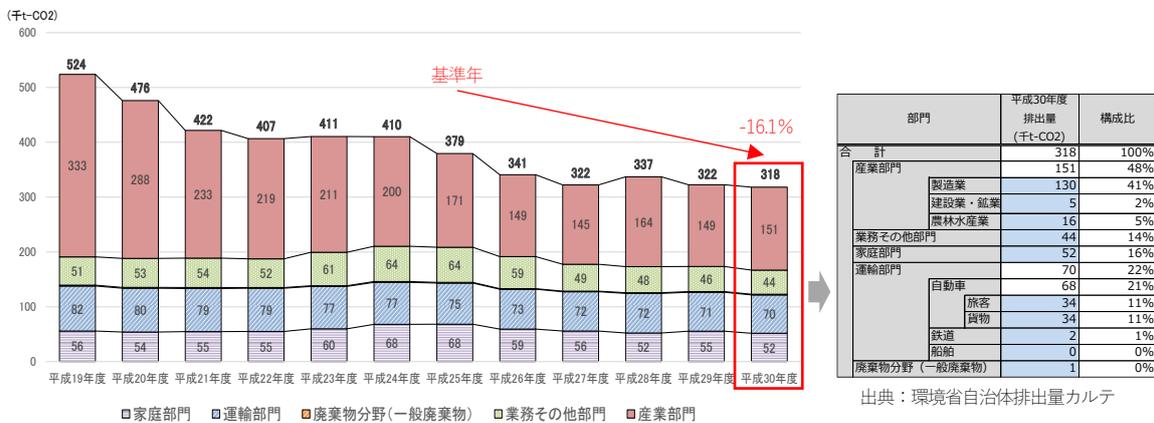
（1）目指す地域脱炭素の姿

1) 温室効果ガス排出状況

妙高市における2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は318千トン-CO2であり、2013（平成25）年度に比べ16%減少している。2018（平成30）年度における部門別の排出割合をみると、産業部門が48%と最も多く、次いで運輸部門が22%、家庭部門が16%、業務部門が14%の順となっている。

市の事務事業における2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は8535.6トン-CO2であり、2013（平成25）年度に比べ7.9%減少している。「第1期妙高市役所地球温暖化対策実行計画」の初年度である2009（平成21）年度から温室効果ガス排出量は減少してきているものの、各期の目標を達成するまでには至っていないため、さらなる省エネ化と再生可能エネルギー（再エネ）の導入を進めていくことが求められている。

◆妙高市における温室効果ガス排出量の推移



2) 地域の課題

①人口減少の抑制

妙高市の2020（令和2）年国勢調査人口は30,402人で、2015（平成27）年の前回調査に比べて2,797人（8.4%）減少しており、人口減少率は新潟県内30市町村の中で9番目に高くなっている。

そこで、特に減少が著しい生産年齢人口の流出を抑制し、地域産業や地域コミュニティの担い手を確保していくことが喫緊の重要課題となっている。また、中長期的な視点に立ち、結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策などを充実し、自然減を抑制することが求められている。

②観光を軸とした地域産業の活性化

コロナ禍の長期化に宿泊施設等経営者の高齢化・後継者不足といった問題も加わり、妙高市の主

要な産業の一つである観光産業の一層の衰退が懸念されている。2022（令和4）年のホワイトシーズンからインバウンドは回復傾向にあるものの、全体としてコロナ禍前までには戻っていない。また、物価高騰や円安の影響、生産年齢人口の減少に伴う人手不足などにより、他分野を含めて市内事業所は厳しい状況にある。

そこで、妙高戸隠連山国立公園の資源をフル活用した体験型プログラムやテレワーク・ワーケーションを切り口とした旅行商品を充実させるとともに、宿泊施設等の省エネ化・再エネ導入、3Rなどゼロカーボンパークとしての取組を進めることで、復活が期待できるインバウンドを中心とした観光客に選ばれる観光地域をつくっていく必要がある。また、住宅・建築物の高断熱化や省エネ化、再エネ導入などの取組により、建築・電気・設備分野も含めた経済好循環を生み、観光を軸として地域産業を活性化させていく必要がある。

③再生可能エネルギーの最大限導入

妙高市の再エネポテンシャルは約 815,600kW（設備容量）があると推定されており、内訳をみると太陽光発電が 51%と最も高く、次いで地熱発電が 25%、水力発電が 15%の順となっている。

一方、2021（令和3）年度における再エネ導入量は 76,413kW（水力発電 72,747kW、太陽光発電 3,666kW）で、再エネポテンシャルの 9%程度にとどまっている。2050 ゼロカーボンの実現に向けては、豊かな自然環境との共生に配慮しながら、地域経済循環につながる再生可能エネルギーの最大限導入が必要である。

3) これまでの取組

①民間事業者の地熱開発への支援：2017（平成29）年度～

地域資源の有効活用による温室効果ガス排出削減と資源循環・持続可能なまちづくりを目指し、妙高市においてポテンシャルが高い地熱エネルギーの活用に向けた民間事業者の取組を支援している。

2017（平成29）年度から、地熱発電について地元の住民や観光事業者、温泉事業者などの理解を促進するため、民間事業者が主体となった勉強会「妙高山地熱大学」をはじめ、事業への同意を得るための協議や住民説明会を実施してきている。2019（令和元）年度からは地表踏査、地化学調査、温泉モニタリング等を行っており、本市は、それらを側面的に支援してきている。

2020（令和2）年7月には、地熱開発に伴う自然環境・温泉への影響評価結果や将来計画を説明・報告し、関係者間の合意形成を図る機関として、開発事業者、地域関係者、学識経験者、本市が参画する「妙高山地熱連絡会」（事務局：本市、開発事業者）を設立した。

2022（令和4）年度にはアクセス道路と掘削基地を整備し、2023（令和5）年度から掘削調査に入る計画である。

②「生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言」：2020（令和2）年6月

気候危機に正面から向き合い、自然・人・全ての生命が輝く「生命地域妙高」を次代に引き継いでいくため、SDGs 施策の柱として、2050（令和32）年までに「CO2 排出実質ゼロ」を目指すことを宣言した。

③「生命地域妙高ゼロカーボン推進条例」の施行：2021（令和3）年4月

ゼロカーボンの達成に向けて市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、ゼロカーボンの推進に関する計画と施策の実施について必要な事項を定め、持続可能な脱炭素型地域の実現を図ることを目的とした条例を制定・施行した。

④「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」の選定：2021（令和3）年5月

「誰一人取り残さない」という SDGs の考えを取り入れ、妙高市の強みである「自然(=環境)」を守りながら、「経済」、「社会」との好循環を生み出す取組を加速させることにより、人と自然が共生する持続可能なまち「生命地域妙高」を実現することを目指した取組提案が評価され、2021（令和3）年に「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」に選定された。

◆取組提案の概要

【経済面】

ワーケーションによる首都圏等からの新たな顧客を獲得し、観光売上額を増加させる。また、ワーケーション等を通じ、首都圏企業のスキルの高い人材や複業を希望する人材と、経営発展を目指す地元企業とのビジネスマッチングを支援することにより、地域産業における人手不足の解消や経営課題の解決を目指す。

【社会面】

市民生活に必要な不可欠な都市機能の集約と、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築により、コンパクトでいつまでも快適に暮らせるまちを実現する。また、感染症対策の徹底をはじめ、健康づくりや地域医療体制の維持につながる取組を進めるとともに、地域の高齢化率が高まる中、地域住民が主体となった生活支援体制を構築することにより、全ての人がいつまでも健康で、助け合い、支え合うまちを実現する。さらには、出産・子育て支援の充実や、たくましく生きるための教育の実践により、子どもを安心して産み育てられるまちを実現する。

【環境面】

官民一体となって環境保全に取り組むとともに、希少野生動植物保護条例に基づき、ライチョウや高山植物をはじめとした貴重な動植物を守る取組を進めることにより、祖先より受け継いできた妙高山麓の魅力ある自然環境を後世に引き継ぐことができるまちを実現する。また、生命地域妙高ゼロカーボン推進条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となって行動していくことにより、2050（令和32）年にはCO2排出量実質ゼロを達成できるまちを実現する。

⑤「妙高市ゼロカーボン実行計画」の策定：2022（令和4）年3月

「生命地域妙高ゼロカーボン推進条例」に基づき、2050（令和32）年のあるべき姿と、その実現へのシナリオや、ロードマップとアクションプランを明かし、中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域の実現を図るため、改正温対法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）と、再エネの最大限の導入のための計画を一本化したものとして「妙高市ゼロカーボン実行計画」を策定した。

同計画では、公共施設等の ZEB 化・ZEH 化・レジリエンス強化、工場などにおける再エネ自家消費など5つの基本施策を設定し、関連施策を体系的に整理するとともに、市民、市内事業者、行政、電力会社・エネルギー会社の役割を明らかにした。

⑥「第4期妙高市役所地球温暖化対策実行計画」の策定：2022（令和4）年3月

妙高市役所における温室効果ガス排出削減等の積極的な取組を強化・継続することにより、地球温暖化対策の推進を図るため、改正温対法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として「第4期間妙高市役所地球温暖化対策実行計画」を策定した。

同計画は、妙高市役所の事務・事業に関し、率先して環境保全に対する取組を推進することを通じ、市民や事業者等の積極的な取組を促すことも目的としている。

⑦ゼロカーボン推進にかかる官民共創体制の構築：2022（令和4）年6月

地域の脱炭素化を進めるにあたっては、民間事業者がもつ知識・技術等が必要不可欠である。ま

た、脱炭素化の取組を通じ、地域経済の好循環を生み出すことが重要である。

そこで、2022（令和4）年3月に、地域エネルギー事業者である妙高グリーンエネルギー(株)と妙高市の間で「脱炭素社会の実現に向けた連携協定」を、また、妙高グリーンエネルギー(株)、電力小売事業者であるアーバンエネルギー(株)、妙高市の間で「電力の地産地消に関する連携協定」を締結した。この連携協定に基づく取組の一環として、2022（令和4）年6月から公共施設20施設に再エネ電気を導入している。

また、2022（令和4）年6月から順次、取組（テーマ）ごとに関係事業者が参画する部会を設けることとし、まず「ZEH化推進部会」（妙高グリーンエネルギー(株)、市内ZEHビルダー、地域金融機関で構成）を設置した。同部会では、妙高暮らしにふさわしい断熱性能等の独自基準や、それを満たす住宅取得等への補助制度を具現化してきた。今後は、市民が断熱性能等の高い住宅の必要性を理解するとともに、市内の建築関連事業者もそのメリット等を市民にわかりやすく伝えることができるよう、省エネ住宅等に関するセミナー等を開催し、市民への普及啓発と市内の建築関連事業者のレベルアップを図っていくこととしている。

⑧「妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例」の制定：2022（令和4）年12月

SDGsの達成に向けて市民、コミュニティ、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、妙高市の豊かな自然環境と調和のとれた社会・経済の発展を図り、持続可能な地域社会を実現していくため、必要な事項を定めた条例を制定した。

4) 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

妙高市ゼロカーボン実行計画では、「2030（令和12）年度にCO2排出量を2013（平成25）年度比で50%削減」することを目標とし、その達成に向け、「①公共施設・住宅のZEB化・ZEH化・レジリエンス強化」、「②工場などにおける再エネ自家消費」、「③地熱発電・小水力発電・温泉熱等の開発と域内・域外への販売」、「④モビリティ・宿泊施設等の低炭素化」、「⑤エコツーリズムや環境教育・環境投資」を柱とした施策を推進するとしている。また、目標達成に向けたロードマップでは、短期的にはZEB化・ZEH化の促進、太陽光発電のPPAモデルの普及、工場などにおける再エネ発電設備・蓄電システムの導入、モビリティの低炭素化などに取り組み、中長期的には地熱・温泉熱・小水力発電の開発、観光基盤のZEB化などに取り組むとしている。

このロードマップに基づき、豪雪地・寒冷地である妙高市の特性を踏まえながら、2023（令和5）年度から自家消費型の太陽光発電設備の導入や住宅のZEH化・省エネ化、モビリティの低炭素化などに重点を置いた取組を加速させていく。そして、2030（令和12）年度には「2013（平成25）年度比でCO2排出量50%削減」を達成しつつ、脱炭素化の取組を通じ、市民のQOL向上や観光をはじめとした地域産業の活性化、レジリエンスの強化、自然環境の保全などにつなげていく。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

1) 第4期妙高市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

①計画期間

2022（令和4）年度～2025（令和7）年度

②目標

2025（令和3）年度末までに2013（平成25）年度比24.9%以上削減

2030（令和12）年度末までに同50%削減

③取組概要

市役所自らが率先して環境に配慮した活動を実践することで、市民や事業者、各種団体に対して

取組を働きかけるため、職員一人ひとりが計画の主旨、内容を十分に理解し、環境に対する意識を高め、具体的な取組を行う。

【主な取組内容】

- ・エネルギー使用量の「見える化」と適切な管理
 - ・既存設備の適切な管理・運用
 - ・高省エネ・高省CO2性能物品の適切な選択
 - ・再生可能エネルギー、未利用エネルギーの導入及びZEB化の検討
 - ・ICT化の推進による車両稼働及び空調負荷の低減
 - ・省エネ意識の継続的な啓発
- など

2) 妙高市ゼロカーボン実行計画（区域施策編と再エネの最大限導入のための計画を一体化）

①計画期間

2022（令和4）年度～2030（令和12）年度

②目標

2030（令和12）年度末までに2013（平成25）年度比50%削減

2050（令和32）年度末までに同100%削減

③取組概要

再生可能エネルギーの導入や省エネの施策を実施し、地域課題の解決や地域経済循環などにつなげるとともに、市・市民・事業者などがそれぞれの役割を認識し、連携・協力しながらゼロカーボンの推進を図るもの。

【施策の柱】

- ・公共施設・住宅のZEB化・ZEH化・レジリエンス強化
- ・工場などにおける再エネ自家消費
- ・地熱発電・小水力発電・温泉熱等の開発と域内・域外への販売
- ・モビリティ・宿泊施設等の低炭素化
- ・エコツーリズムや環境教育・環境投資

(3) 促進区域

本市では、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定は行っていない。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

（地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等）

本計画は、「妙高市ゼロカーボン実行計画」に基づき、豪雪地・寒冷地という地域特性を踏まえて「公共施設・住宅のZEB化・ZEH化・レジリエンス強化」「工場などにおける再エネ自家消費」「モビリティ・宿泊施設等の低炭素化」を具体化し、本交付金を活用して実行するための事業計画である。

市が公共施設の省エネ化やPPAモデルによる太陽光発電設備の導入、公用車へのEV等の導入を先行的に進めることで、市民や市内事業所等に対し「豪雪地でも導入できる」というモデルを発信し、同様の取組を促進する。

市民が健康で快適に環境負荷を減らした生活が送れるよう、住宅の高断熱化や省エネ・再エネ設備

導入を支援することを通じ、移住・定住を促進する。

市内事業所が自ら設定した削減目標の達成に向け、計画的に取り組む省エネ化や再エネ設備導入を支援することで、市内事業所の経営の安定・発展につなげる。

これら本交付金を活用した事業を 2028（令和 10）年度まで継続的かつ重点的に進めることにより、再エネ導入量を 2,024.4kW 増やすとともに、温室効果ガス排出量を年間 1,576.57 トン-CO2/削減する。

このほか一般財源を活用し、広報紙・HP・SNS やセミナー開催などにより、ゼロカーボンに関する情報や市（公共施設）の取組成果等を発信し、市民や市内事業所の行動変容を促す。また、①公共施設における LED 化やカーボンニュートラルガスの導入、②住宅・事業所を対象とした断熱改修や LED 化、太陽光発電設備（屋根置き）・蓄電システムの導入に対する支援、③民間事業者の地熱開発への支援、④温泉熱・小水力など再エネ活用に向けた調査研究を進める。

加えて、市内事業所に向けては、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」を活用した EV 等の導入を促進する。

以上の取組により、2030（令和 12）年度末までに 2013（平成 25）年度比 50%削減を達成する。

（本計画の目標等）

①温室効果ガス排出量の削減目標	1,059.01 トン-CO2 削減/年
②再生可能エネルギー導入目標	1,387.6kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	1,311.6kW
・風力発電設備	0.0kW
・中水力発電設備	0.0kW
・バイオマス発電設備	76.0kW
③その他地域課題の解決等の目標	・高性能住宅の取得支援による移住者数の増加、市民の健康寿命の延伸 ・市内事業所における建築・電気・設備工事等の受注機会の増加
④総事業費	1,272,402 千円 (うち交付対象事業費 1,243,352 千円)
⑤交付限度額	480,755 千円
⑥交付金の費用効率性	23.8 千円/トン-CO2

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和 5 年度	・住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助	13 件、70.2kW
	・住宅への蓄電池システムの導入に対する補助	13 件、72.8kWh
令和 6 年度	・住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助	17 件、91.8kW
	・住宅への蓄電池システムの導入に対する補助	17 件、95.2kWh
	・民間事業所（ゼロカーボンチャレンジ事業所）への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助	3 件、32.4kW
	・民間事業所（同上）への蓄電池システムの導入に対する補助	3 件、33.6kWh

令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 住宅への蓄電池システムの導入に対する補助 民間事業所（同上）への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 民間事業所（同上）への蓄電池システムの導入に対する補助 	20件、108.0kW 20件、112.0kWh 7件、75.6kW 7件、78.4kWh
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への雪国型太陽光発電設備の導入 住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 住宅への蓄電池システムの導入に対する補助 民間事業所（同上）への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 民間事業所（同上）への蓄電池システムの導入に対する補助 	1件、150.0kW 20件、108.0kW 20件、112.0kWh 7件、75.6kW 7件、78.4kWh
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への雪国型太陽光発電設備の導入 住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 住宅への蓄電池システムの導入に対する補助 民間事業所（同上）への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 民間事業所（同上）への蓄電池システムの導入に対する補助 	1件、60.0kW 30件、162.0kW 30件、168.0kWh 10件、108.0kW 10件、112.0kWh
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 住宅への蓄電池システムの導入に対する補助 民間事業所（同上）への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 民間事業所（同上）への蓄電池システムの導入に対する補助 	30件、162.0kW 30件、168.0kWh 10件、108.0kW 10件、112.0kWh
合計	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への雪国型太陽光発電設備の導入 住宅への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 住宅への蓄電池システムの導入に対する補助 民間事業所（同上）への雪国型太陽光発電設備の導入に対する補助 民間事業所（同上）への蓄電池システムの導入に対する補助 	2件、210.0kW 130件、702.0kW 130件、728.0kWh 37件、399.6kW 37件、414.4kWh

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への木質バイオマス発電設備の導入 民間事業所への木質バイオマス発電設備の導入に対する補助 	1件、38.0kW 1件、38.0kW
合計	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への木質バイオマス発電設備の導入 民間事業所への木質バイオマス発電設備の導入に対する補助 	1件、38.0kW 1件、38.0kW

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所（ゼロカーボンチャレンジ事業所）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>2件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所（同上）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>4件</p> <p>2件</p> <p>2件</p> <p>2件</p>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所（同上）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>4件</p> <p>2件</p> <p>2件</p> <p>2件</p>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所（同上）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>4件</p> <p>2件</p> <p>2件</p> <p>2件</p>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所（同上）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>4件</p> <p>2件</p> <p>2件</p> <p>2件</p>

令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への業務用高効率空調機器の導入 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>1件</p> <p>4件</p> <p>2件</p> <p>2件</p> <p>2件</p>
合計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への高効率空調機器の導入 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率空調機器の導入に対する補助 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率換気設備の導入に対する補助 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率照明機器の導入に対する補助 ・ 民間事業所（同上）への業務用高効率給湯機器の導入に対する補助 	<p>1件</p> <p>22件</p> <p>11件</p> <p>11件</p> <p>11件</p>

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>2件</p> <p>11件</p> <p>2件</p>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（同上） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>2件</p> <p>10件</p> <p>3件</p>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（同上） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>2件</p> <p>10件</p> <p>3件</p>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（同上） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>2件</p> <p>12件</p> <p>3件</p>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（同上） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>2件</p> <p>12件</p> <p>3件</p>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（同上） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>2件</p> <p>12件</p> <p>3件</p>
合計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の ZEH 整備に対する補助（同上） ・ 市民の G1 基準の住宅整備に対する補助（同上） ・ 市民の G2 基準以上の住宅整備に対する補助（同上） 	<p>12件</p> <p>67件</p> <p>17件</p>

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和7年度	・カーシェアリング用PHEV（公用車）の導入	1台
令和8年度	・カーシェアリング用EV（公用車）の導入	1台
令和9年度	・カーシェアリング用PHEV（公用車）の導入	1台
合計	・カーシェアリング用EV（公用車）の導入 ・カーシェアリング用PHEV（公用車）の導入	1台 2台

（3）事業実施における創意工夫

1) 事業効果の高い公共施設の選定

平成20年度に完成した市役所本庁舎は、妙高市のシンボリックな施設であり、市民をはじめ多くの人たちが訪れる場所である。2030（令和12）年度までに大規模改修を予定しているが、先行して高効率空調設備等への更新や太陽光発電設備の導入を行い、低炭素化を実現するとともに、電気の発電量と消費量を市民等に見える化することで、省エネ・創エネに関する普及啓発を図る。

妙高クリーンセンター（ごみ焼却施設）は、電気使用量が全公共施設の中で2番目に多い施設であり、施設・設備の省エネ化と焼却ごみの減量によってCO2排出量を削減することが求められている。施設・設備の長寿命化と低炭素化を図るため、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度で基幹改良工事を行っており、施工前に比べ電気使用量が3%削減されるものの、依然として膨大な電気を必要とする施設である。そのため、太陽光発電設備を導入し、自家消費することで、電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを目指す。

2) 「豪雪地・寒冷地の暮らし」を考慮した取組の推進

①妙高暮らしにふさわしい断熱性能等に関する独自基準の設定

豪雪地・寒冷地である妙高市において市民が健康で快適に豊かな暮らしを送るためには、住宅の高断熱化を促進し、ヒートショックやアレルギー性疾患等の減少につなげていくことが必要である。また、新潟県は暖房に伴うCO2排出量が全国平均の約2倍であると言われており、県内でも特に豪雪地である妙高市では、住宅の高断熱化に加え、空調機器等の高効率化を進めていくことが必要である。

そこで、国が示す基準より高い断熱性能等の基準を設け、その基準を満たす新築・建売住宅の取得と当該住宅への省エネ・再エネ設備の導入を支援する。

◆妙高暮らしにふさわしい断熱性能等

項目	省エネ基準	国 ZEH 基準	妙高市の独自基準		
			ZEH	G1	G2
断熱性能 UA 値	0.87 以下	0.60 以下	0.60 以下	0.46 以下	0.34 以下
気密性能 C 値	—	—	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下

※国が示す ZEH の定義において気密性能（C 値）に関する基準はないが、より省エネ性能を高め、快適に暮らすためには気密性能 1.0 以下を推奨することが重要であることから、妙高市においては気密性能についても基準を設けるものとする。

②雪国型太陽光発電設備の普及促進

妙高市がもつ再エネポテンシャルのうち、太陽光発電は最多の51% (416,400kW) を占めているにもかかわらず、令和3年度における太陽光発電導入量は3,666kWと、ごくわずか(ポテンシャルの0.8%)である。これは、豪雪地である妙高市(特に妙高高原地域・妙高地域)では「太陽光発電は不適地であり、導入できない」という先入観が強いためである。



そこで、妙高市と同じく豪雪地である長野県飯山市・野沢温泉村において住宅等の軒下壁面に設置され、商用化されている「雪国型太陽光発電設備」を公共施設に導入し、市民や市内事業所に効果等を発信するとともに、住宅や事業所等への雪国型太陽光発電設備の設置に対して補助を行い、普及拡大につなげる。

※当交付金を活用した補助は「雪国型太陽光発電設備」に限定する

3) 中小企業者の脱炭素経営の後押し

市内の中小企業者の多くは、脱炭素経営に取り組む必要があると考えているものの、「何から取り組めばいいのかわからない」というのが実態である。

そこで、「妙高市ゼロカーボン実行計画」で掲げる「2030年度にCO2排出量を2013年度比で50%削減する」という目標を踏まえ、市内の中小企業者が自らの目標を設定し、その達成に向けて何をすべきかを明らかにしたうえで、計画的に省エネ化や再エネ導入等を進めることを後押しするため、「ゼロカーボンチャレンジ事業所登録制度」を創設し、主体的な取組を支援する。

特に、市内事業所数の25%超(RESASによる)を占める「宿泊業・飲食サービス業」の主体的な取組を促進することで、観光関連産業の活性化につなげる。

◆ゼロカーボンチャレンジ事業所登録制度の概要

登録対象者	市内の中小企業者
登録要件	①省エネ診断等の結果に基づいて「チャレンジ目標」を設定し、その達成に向けた取組計画を策定すること。 ②3Rの推進や環境保全活動など、環境・社会・経済に配慮した取組内容を宣言すること。 ③毎年度、チャレンジ目標の達成に向けた取組等の実績を報告すること。
登録期間	2023(令和5)～2030(令和12)年度
支援内容	①省エネ診断事業者のあっせん ②登録事業所の名称や取組実績、優良事例などの発信・PR ③取組計画に基づいて行う省エネ設備・再エネ設備の導入等に対する補助

4) 官民共創の事業実施体制の構築

前述のとおり、ゼロカーボンの具体的取組を企画・実行するため、妙高グリーンエナジー(株)を中核として取組(テーマ)ごとに部会を設けており、これまでに「ZEH化推進部会」において成果を出してきている。

本計画の事業実施にあたっては、「再エネ・PPAモデル普及部会」(妙高グリーンエナジー(株)、太

陽光パネル・蓄電システム事業者、市内建築・電気設備事業者、地域金融機関等で構成)や「ゼロカーボン・ドライブ部会」(自動車販売・修理事業者、リース事業者、地域金融機関等で構成)などを設置し、市民はもちろん参画事業者等が利益を享受でき、地域経済循環を生む仕組みをつくり、脱炭素化の取組を進めていく。

(4) 事業実施による波及効果

1) 市民や市内事業所への普及拡大

市が公共施設における省エネ化や、豪雪地に対応した再エネ導入、公用車へのEV等の導入を先行して進め、その効果を発信することで、同様の取組が住宅・事業所・工場等へ普及拡大していくことが期待できる。

特に、宿泊をはじめとした観光関連事業所における取組を促進することで、ゼロカーボンパークとしてのブランド力が高まり、観光入込客数や売上の増加のほか、雇用創出が期待できる。

2) 地域経済循環の創出

前述のとおり、官民共創の事業実施体制を構築し、本計画の事業を推進していくこととしており、雪国型太陽光発電設備の導入・普及拡大においては、妙高グリーンエネルギー(株)を中核としたPPA事業推進体制のほか、市内建築・電気設備事業者の参画を得て施工体制を構築していく。また、公用車へのEV等の導入においては、リース事業者と市内の自動車販売・修理事業者などが連携した体制をつくっていく。さらに木質バイオマス発電・熱利用設備の導入に際しては、地域の森林組合と連携した体制をつくり、地域外に流出していた間伐材や未利用材を使ってチップ等を製造・供給する。

これらにより地域内で経済循環や新たな雇用が生まれ、地域産業の活性化につながることを期待できる。

3) エネルギーレジリエンスの強化

再エネ発電設備や充放電設備が普及拡大することにより、地域のエネルギーレジリエンスの強化が期待できる。

(5) 推進体制

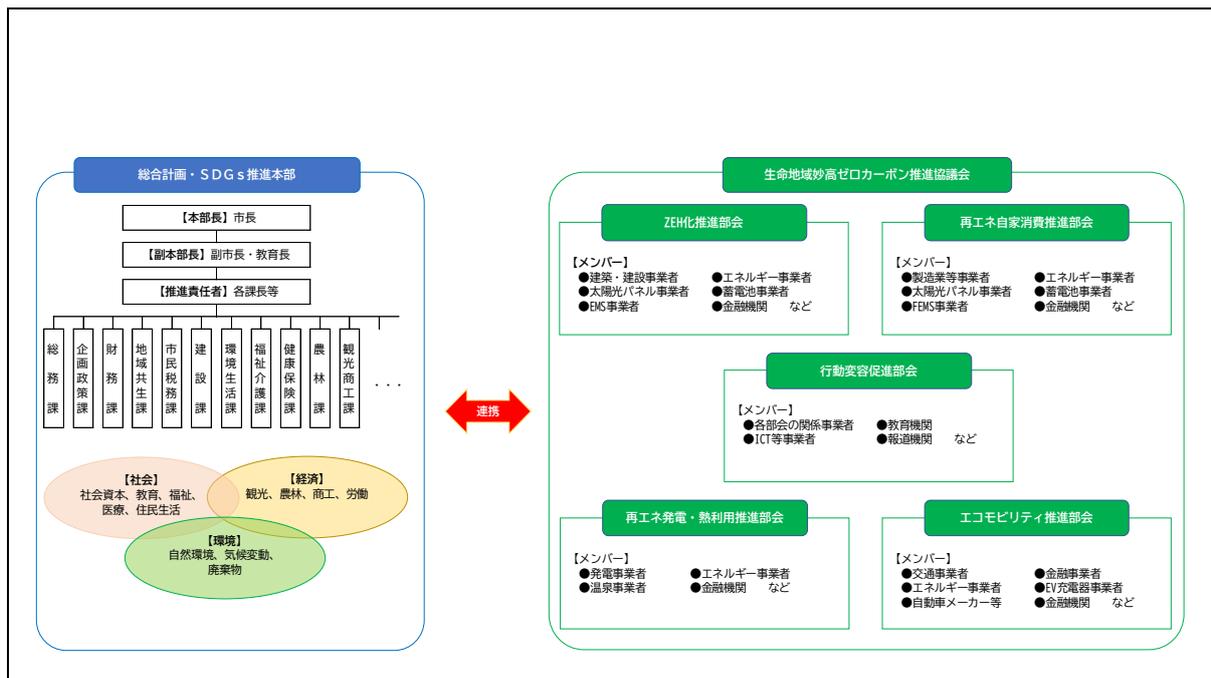
1) 地方公共団体内部での推進体制

2019(令和元)年12月に、市長をトップに副市長、教育長、各課長による「総合計画・SDGs推進本部」を立ち上げ、全体最適化の視点から、施策のスクラップ・アンド・ビルドや施策間調整、各課横断的な施策の立案などを行っている。

地域の脱炭素化は重点施策であり、分野横断的に推進することが必要不可欠であるため、この推進本部を自治体内部の調整・意思決定機関とし、取組を進める。

2) 地方公共団体外部との連携体制

妙高市ゼロカーボン実行計画に位置づけた各種施策を推進するため、官民共創の事業実施体制として「ZEH化推進部会」を優先的に設立しており、今後も取組(テーマ)ごとに増設していく。そして、これら部会の集合体として推進協議会を設置し、知識・技術等の共有や部会横断的な事業推進につなげるほか、妙高市ゼロカーボン実行計画のモニタリングを行い、取組の改善を図っていく。



3. その他

(1) 財政力指数

令和4年度 妙高市財政力指数 0.415

(2) 地域特例

該当地域：過疎地域（市内全域）

対象事業：本計画書記載事業の全て